

大阪府盲ろう者通訳・介助者現任研修について

○受講免除について

現在の現任研修	案
必修講義 1 日・選択講義 1 日の計 2 日の受講が必要（別紙参照）。 ※大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱第 4 条 3 項	次の要件を全て満たすものは、現任研修の受講を全て免除する。 ・年間を通じて概ね月 1 回以上の派遣又はそれと同等の実績のある通介者であること。 ・盲ろう者社会参加支援センター又は同センター連携機関の事前承認を得ていること。

※必修講義と同じ内容のものを毎年度当初に実施する通介者向け説明会（主に平日 16 時以降に開催）でも実施。

○内容の一部変更について

変更点は、次のとおり ・選択講義を実地参加するものに変更（共に生きる障がい者展への参加など） ・現任研修を受講すべき年度（登録期限が切れる年度）に全て受講できない者は、通介者登録証に「○年度現任研修未受講」と記載する。当該通介者が翌年度中に、前年度未受講部分を受講した場合、「○年度現任研修未受講」の部分を削除する。なお、当該年度に 2 日間のうち 1 日は必ず受講しなければならない。

○大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱の改正について

内容の一部変更に伴い、大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱第 4 条第 3 項を、以下のとおり改正する。

改正案	現行
・前項の登録は、当該登録をした年度の 3 年後の年度末をもって、その効力を失う。当該登録の更新を受けようとする者は、当該効力を失う年度の間、大阪府盲ろう者通訳・介助者確保事業実施要綱第 3 条第 3 項に定める現任研修を修了しなければならない。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。	・前項の登録は、当該登録をした年度の 3 年後の年度末をもって、その効力を失う。当該登録の更新を受けようとする者は、当該効力を失う年度の間、大阪府盲ろう者通訳・介助者確保事業実施要綱第 3 条第 3 項に定める現任研修を修了しなければならない。